

法学研究科

01 公法学専攻

Public Law

(1) 修士課程

● 目的

公法学専攻は、本学建学の理念に基づき、学部の専門教育を基礎として、公法学に関する学術的研究能力または高度の専門性を求められる職業等に必要な法的能力を養うことを目的とする。

● 修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

法学研究科公法学専攻は、教育の理念に基づいて定めた下記の3つの能力を身につけ、所定の期間在学し、所定の単位を修め、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格した学生に対して修了を認定し、学位を授与する。

DP : ディプロマ・ポリシー

	公法学分野の知識の修得とその活用力
(DP1)	公法学分野に関する高度専門的な学識と、幅広い知見を身につけています。また、それを総合的に活用し、公法学分野における専門家として、実際に直面する状況・課題に対して臨機応変に対応するだけでなく、また、積極的に新たな価値を創造・提案するなどにより、学修した知識・知見を社会に還元していくことができる。
(DP2)	情報分析、課題設定および問題解決能力 基礎的な知識や先行研究を踏まえ、自ら主体的に課題を設定する力と、さらに高度で専門的な情報を収集・分析して適正に判断・思考しながら、問題解決までの道筋を論理的に展開できる実行力や新たな知見を見出す能力を備えている。
(DP3)	コミュニケーション能力 論文作成やプレゼンテーションを通じて、自らの考えを論理的かつ明確に伝えるとともに、他者の考え方と価値観を尊重しつつ、専門的な知見から論理的に意見を述べるなど、主体的に協働することができる。また、研究倫理を踏まえ、適切な方法やツールを用いて世界に向けて自らの考えを発信する能力を備えている。

● 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

法学研究科公法学専攻修士課程では、「修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に掲げた3つの能力を養成するための教育課程を提供する。

また、課程を通じた学修成果として提出される、修士論文・課題研究の審査基準を明確にし、そこから得られた評価結果を基に、全学的にコースワーク・リサーチワークの改善を図るなど、不断の改善に努める。

さらに、論文盗用等の研究不正が行われないよう、カリキュラムの全ての要素の中で研究倫理に関する意識の醸成を図る。

教育内容、教育方法、評価については下記に定める内容に従う。

1. 教育内容

- 1) 講義科目は、専門基礎力および学術研究技術の基礎を涵養し、理論的・実践的基盤を築くために開講する。
- 2) 演習科目は、専門領域・研究課題に応じて修士論文・課題研究の作成上必要とされる指導や議論を繰り返すことにより、緻密な研究指導を行う。
- 3) 指導教員は上記の方針に従い、演習および論文執筆の過程で研究倫理教育を徹底する。
- 4) 集大成として提出される修士論文を完成させ、それについて、審査および最終試験を実施する。

2. 教育方法

- 1) 講義科目では、基礎的な研究手法や研究能力を体得し、少人数での個別・グループ形式で授業を行う。
- 2) 演習科目を中心とする、修士論文の作成指導においては、教員と学生の間で「学位授与の方針」および「学位論文審査基準」を共有し、密接なコミュニケーションを取りながら実施する。
- 3) それぞれの授業科目を、組織的に履修することにより、専門性を追求しながらも狭量な思考に偏らないよう、指導教員を中心に指導を行う。研究テーマの必要に応じて他専攻の科目履修を勧める。
- 4) 修士論文の審査にあっては、主査1名と副査2名以上で審査委員会を構成し、この委員会において「学位論文審査基準」に則り厳格に審査する。最終試験においては、「学位授与の方針」に基づき、学位授与に必要とされる専門的な学識、技能、研究能力を身につけていることを詳細に確認する。これらを経て、審査委員会が審査原案を作成し、研究科委員会が審議・判断する。
- 5) 研究倫理教育は、研究科・専攻に扱らない一般的な内容についてはeラーニングなどの方法を用いて広く提供し、公法学専門分野特有の研究倫理については、研究指導を通じて指導することにより補完する。
- 6) 教育内容や教育方法の検証を行い、その結果を改善へ積極的に活用し、学生へのフィードバックを行う。

7)修士論文の執筆過程では中間報告の機会を設ける。

3. 評価

法学研究科公法学専攻修士課程では、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)の3つのポリシーに基づき、入試結果、研究計画書、修了判定資料(修得単位数等)、修士論文を用いて、教育の質保証という観点から、学生の入学時から修了後までの学修成果を評価する。

● 修了の要件

- 修士課程に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 各年次の履修単位数は原則として1年次は指導教員の演習4単位を含む20単位以上30単位未満とし、2年次は指導教員の演習を含む4単位以上とする。

年 次	必修科目	選択科目	合 計
1年次	指導教員の演習4単位	22単位以上	30単位以上
2年次	指導教員の演習4単位		

● 履修上の注意

- 履修科目の選択にあたっては、指導教員の指導を受け、研究テーマに関連の深い全科目にわたって履修すること。
- 指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科内の他専攻の講義科目、他研究科の講義科目の中から10単位まで履修することができる。その場合は、その科目的担当教員の承諾を得ること。
- 他専攻修得単位・他研究科修得単位・留学により修得した単位がある場合は合計10単位を上限として、修了に必要な単位として認定することができる。
- 法学部以外の出身者には、法学部出身者と同等の基礎学力を充足させるため、大学院の正規授業科目以外に指導教員が必要と認めた場合、学部で開講している関連基礎科目(公法関連科目の中5科目)の特別履修を課すことがある。ただし、関連基礎科目の単位は認定しない。
- 一度単位を修得した科目は、担当者が異なっても再度履修することはできません(指導教員の演習科目を除く)。

● 学位論文について

〈中間発表・報告会〉

論文提出の所定時期の前に、本研究科教員と在籍の大学院生の参加を要請し、公開方式をもって中間発表会を行うこと。

〈学位論文審査基準〉

- 公法学における基礎的研究・解釈研究・政策研究等に関する適切な課題が設定されていること。
- 先行研究等について網羅的な文献調査能力を有していること。
- 1, 2について個別的・総合的に理解する能力を有していること。
- 主張の論理性・一貫性に問題がないこと。

〈論文審査・学識確認〉

審査員は原則として指導教員による主査1名、関連専門の教員による副査2名で構成され、副査には必要に応じて他の専攻、大学、研究所などに所属する専門家を含むことがある。最終試験は、提出された論文を踏まえ、審査員が、口頭試問形式により学識確認を行う。上記審査基準により、主査・副査が点数を付け、その平均点をもって修士論文の評点とする。成績評価は履修科目と同様の基準で付される。

なお、論文作成要領・提出要領と、提出された論文の取扱いについては、21ページ以降を参照すること。

● ルーブリック【修士論文・課題研究】

DP	評価項目	評価の視点	S	A	B	C
(DP2)	1) 研究主題の設定理由・目的の明確性	目的の明示	研究の目的が明確に述べられており、その目的のために当該研究で何をどう進めしていくのかというプランも明確にされ、かつそのプランが目的達成のために整合的である	研究の目的が述べられており、その目的のために当該研究で何をどう進めていくのかというプランも述べられている	研究の目的はおおよそ述べられているが、その目的を達成するためにどのように研究を進めていくかというプランが不明確である	研究の目的が明確に述べられていない、もしくは研究の目的は一応述べられているが目的達成と具体的な研究手法との間の関連性が薄い
(DP1) (DP2) (DP3)	2) 研究の学問的な寄与、社会的意義・貢献性	発展可能性	研究分野におけるマイルストーンとなり、新たな研究・議論を喚起する契機となるものである	研究分野において新たな研究・議論を喚起する契機となりうる	研究分野において新たな議論や研究を促す可能性をあまり期待できない	研究分野において新たな議論や研究を促すことにはほとんど寄与しない
		研究の社会的意義・貢献性	現在の社会が直面する法律学的問題に対し直截的に解決をはかる、または法律学的な事象(歴史研究・比較法研究等)についての理解を深化させる新たな知見を示している	現在の社会が直面する法律学的問題に対し解決をはかろうとしている、または法律学的な事象についての理解を深化させる新たな知見を示そうとしている	現在の社会が直面する法律学的問題を指摘するにとどまっている、または法律学的な事象について研究することの意義を必ずしも明確に示していない	展開されている論旨が現在の社会においては既に解決がなされている、または法律学的な事象についての理解を先行研究以上に深化させるものではない

DP	評価項目	評価の視点	S	A	B	C
(DP2)	3) 研究の主体性・独自性	独自性	関連する先行研究との比較で、当該論文のテーマおよび研究手法が独創的である、もしくは研究手法は既存の先行研究のものを利用しているが資料等が最新である	すでに同様のテーマや研究手法の先行研究が存在しているが、研究手法や資料等に先行研究以降のものが十分に付け加えられている	すでに同様のテーマや研究手法の先行研究が存在しているが、資料等が先行研究以降のものが不十分ながら付け加えられている	すでに同様のテーマと研究手法の先行研究が存在しており、資料等も先行研究で利用されているものの焼き直しにすぎない
(DP2) (DP3)	4) 研究方法の適切性・妥当性	計画・準備	指導教員との協議を通して研究計画書を作成し、文献・資料収集、読み込み・分析、執筆など具体的な活動をいつ実施するか明確である	指導教員との協議を通して研究計画書を作成してはいるが、具体的な活動をいつ実施するかに關し、不確実性が大きい	研究計画書上、研究計画が明確・具体的に立てられていない、もしくは現実性に欠ける	
		研究倫理	大学が指定した研究倫理eラーニングを受講し、研究に関わる倫理上の問題（著作権や人権配慮等）について十分に考慮し、必要な対応を済ませた上で、研究活動を行っている	大学が指定した研究倫理eラーニングを受講し、研究に関わる倫理上の問題について十分に考慮し、必要な対応を都度行いつつ、研究活動を行っている	大学が指定した研究倫理eラーニングを受講済だが、研究に関わる倫理上の問題につき指導教員など第三者の指摘により修正する必要があり、修正がなされている	研究成果としての論文において倫理上の問題が解決されないままである、もしくは大学が指定した研究倫理eラーニングを受講していない
		研究方法の適切性	研究目的を達成するために最もふさわしいと考えられる研究方法を選択している	研究目的を達成するのに適していると考えられる研究方法を採用している	研究目的を達成するのにふさわしい研究方法であるか疑問がある、あるいは他にさらに適当な方法が存在している	研究目的と研究方法との間に整合性がない
(DP1) (DP2)	5) 引用された文献・資料の十分性・適切性・妥当性	データ・資料の量	研究目的を達成するために選択した研究方法、分析方法を実施するのに十分適合する量の先行研究・資料等を収集・参照し、出自を明確にしている	研究目的を達成するには偏りがあるが、研究を完結させることに適合する量の先行研究・資料等を収集・参照し、出自を明確にしている	先行研究・資料を収集・参照しているが、データ・資料を収集しているが、研究目的の達成に十分な量とはいえない、もしくは大きな偏りがある	研究目的を達成するのに適合する量の先行研究・資料等の収集・参照がなされている
(DP3)	6) プレゼンテーションの妥当性	結果の表現	論理を適切に表現するために、必要な章立てや文章表現、図表等の作成・配置がなされている	論理を適切に表現するために、必要性には多少疑問が残るが、工夫された章立てや文章表現、図表等の作成・配置がなされている	章立てや文章表現に工夫がなく、また図表等も十分に作成されていないため、冗長にすぎるくらいがあり、論文の理解がしにくい	論理を適切に表現するために必要と思われる章立ての工夫や図表等がほとんど作成されておらず、冗長に文章が書かれている
(DP2) (DP3)	7) 論旨の一貫性・連続性・論理性	結果の解釈とまとめ	利用した資料の解釈・分析が公平妥当なものであり、そこから結論に至るまでの過程で論理的な整合性が保たれている	結論にいたるまでの過程において、必ずしも必要不可欠とは思われない記述等が見られるが、核となる部分においては論理的一貫性が保たれている	論理的な整合性はあるものの、結論を導出するには不要な記述が多い、あるいは結論と整合的な資料のみを選択したり、結論へ導くための恣意的な資料解釈が見られる	結論に至る記述に整合性がほとんど見られない、あるいは論理の飛躍が多數みられる
(DP1) (DP2)	8) 当該専門分野における先行研究の成果を充分に踏まえているか	成果の水準	当該分野における先行研究をほぼ網羅して、それらを展望・敷衍した上で新しい知見を加え、研究の独創性につなげている	当該分野における先行研究をほぼ網羅しており、適切に展望・敷衍している、もしくは先行研究の参照は不十分ではあるが重要な先行研究はフォローした上で新たな知見を加えている	当該分野における先行研究の参照には不十分なところがあるが、重要とされる先行研究についてはフォローされている	当該分野における先行研究についてほとんど参照されていない
(DP2) (DP3)	9) 独自の研究成果が学術論文の形式でまとめられているか	記述法・ルール	論文の本文・注は学術的な記述法で書かれ、法律学分野の学会で一般的に利用されている執筆規定に従って書かれている	論文の本文・注は学術的な記述法で書かれているが、法律学分野特有の執筆方法（判例の引用方法等）に則っていない部分がある	論文の本文・注が学術的な記述法、法律学分野特有の執筆方法で書かれておらず、最終的な提出前に指導教員など第三者の指摘を基礎として大きく修正する必要がある	最終的に提出された論文が学術的な記述方法にその大部分が則っていない

… 研究計画書や中間発表の時のみのチェック項目

● 開講科目

科目名称	学習方法	単位数	開講期間	担当者	DPとの関連性			備 考
					DP1	DP2	DP3	
憲法研究Ⅰ	講義	4	通年	三宅 雄彦	◎			
憲法研究Ⅰ -1年-	演習	4	通年	三宅 雄彦	○	◎	○	
憲法研究Ⅰ -2年-	演習	4	通年	三宅 雄彦	○	◎	○	
憲法研究Ⅱ	講義	4	通年	奥忠憲	◎			
憲法研究Ⅱ -1年-	演習	4	通年	奥忠憲	○	◎	○	
憲法研究Ⅱ -2年-	演習	4	通年	奥忠憲	○	◎	○	
行政法研究Ⅰ	講義	4	通年	高田 実宗	◎			
行政法研究Ⅰ -1年-	演習	4	通年	高田 実宗	○	◎	○	
行政法研究Ⅰ -2年-	演習	4	通年	高田 実宗	○	◎	○	
刑法研究Ⅰ	講義	4	通年	原口 伸夫	◎			
刑法研究Ⅰ -1年-	演習	4	通年	原口 伸夫	○	◎	○	
刑法研究Ⅰ -2年-	演習	4	通年	原口 伸夫	○	◎	○	
刑法研究Ⅲ	講義	4	通年	富樫 景子	◎			
刑法研究Ⅲ -1年-	演習	4	通年	富樫 景子	○	◎	○	
刑法研究Ⅲ -2年-	演習	4	通年	富樫 景子	○	◎	○	
国際公法研究	講義	4	通年	王志安	◎			
国際公法研究 -1年-	演習	4	通年	王志安	○	◎	○	
国際公法研究 -2年-	演習	4	通年	王志安	○	◎	○	
法史学研究(西洋)	講義	4	通年	上田 理恵子	◎			私法学専攻と合併
法史学研究(西洋) -1年-	演習	4	通年	上田 理恵子	○	◎	○	
法史学研究(西洋) -2年-	演習	4	通年	上田 理恵子	○	◎	○	
法哲学研究	講義	4	通年	高橋 洋城	◎			
法哲学研究 -1年-	演習	4	通年	高橋 洋城	○	◎	○	
法哲学研究 -2年-	演習	4	通年	高橋 洋城	○	◎	○	
租税法研究	講義	4	通年	平川 英子	◎			私法学専攻と合併
租税法研究 -1年-	演習	4	通年	平川 英子	○	◎	○	
租税法研究 -2年-	演習	4	通年	平川 英子	○	◎	○	
社会保障法研究	講義	4	通年	原田 啓一郎	◎			
社会保障法研究 -1年-	演習	4	通年	原田 啓一郎	○	◎	○	
社会保障法研究 -2年-	演習	4	通年	原田 啓一郎	○	◎	○	

◎：特に重視している ○：重視している

(2) 博士後期課程

● 目的

公法学専攻は、本学建学の理念に基づき、創造性豊かな優れた研究者として自立して公法学に関する研究活動を行い、または高度に専門的な業務を行うために必要な高度の研究能力を養うことを目的とする。

● 修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

法学研究科公法学専攻は、教育の理念に基づいて定められた下記の3つの能力を身につけ、所定の期間在学し、所定の単位を修め、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査および最終試験に合格した学生に対して修了を認定し、学位を授与する。

なお、博士論文の提出要件については法学研究科で定めた基準によるものとする。

DP：ディプロマ・ポリシー

(DP1)	高度な公法学分野の知識や技能の活用力
	公法学分野に関する高度な学識と、幅広い知見を身につけている。また、それらを総合的に活用し、公法学分野における専門家として、特定の学問領域を中心として、広く社会に向けて積極的に新たな知見や価値を創造・提案するなどにより、学修した知識・知見を社会に還元していくことができる。
(DP2)	情報分析、課題設定および問題解決能力
	自立した研究者として、独創的な観点から課題を設定し、専門的な学識や技能を用いながら継続的な研究遂行と研究結果の蓄積・收れんを行なうことができる。また、最先端のツールや手法を駆使し、専門情報を収集するだけでなく、それらの分析によって、今までにない知見を導き出すことのできる高度な判断力を有する。
(DP3)	コミュニケーション能力
	学術論文執筆や学会発表などを通じて、自らの独創的な研究結果や新たな知見を国内外の学界に発信すると同時に、他者の考え方と価値観を尊重しつつ、専門的な知見から論理的に意見を述べるなど、主体的に協働することができる。また、研究倫理を踏まえ、適切な方法やツールを用いて自らの研究業績を発信し、自ら導き出した新知見の社会的な活用や定着を模索することができる。

● 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

法学研究科公法学専攻博士後期課程では、「修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に掲げた3つの能力を養成するための教育課程を提供する。

また、課程を通じた研究の成果として提出される、博士論文の審査基準を明確にし、博士論文の評価結果を基に、学位を授与された者がさらなる研究の向上・進展を図ることができるよう指導を行う。

さらに、論文盗用等の研究不正が行われないよう、カリキュラムの全ての要素の中で研究倫理に関する意識の醸成を図る。

教育内容、教育方法、評価については下記に定める内容に従う。

1. 教育内容

- 1) 講義科目は、豊かな専門知識と研究能力のさらなる向上を目的として、先行研究の批判的検討、文献講読、実験指導、データ収集指導、論文作成等に関わる教授と指導を行う。
- 2) 研究指導科目は、専門領域・研究課題に応じて博士論文作成上必要とされる指導や議論を繰り返すことにより、緻密な研究指導を行う。
- 3) 指導教員は上記の方針に従い、研究指導および論文執筆の過程で研究倫理教育を徹底する。

2. 教育方法

- 1) 講義科目では、豊かな専門知識と発展的な研究能力を深化させ、少人数での個別・グループ形式で授業を行う。
- 2) 研究指導では、課題設定の独創性、研究計画の妥当性や実現性について客観的に評価・助言し、学術論文や学会発表の指導を行い、博士論文作成に向けての研究業績を積み上げる。
- 3) 研究指導を中心とする、博士論文の作成指導においては、教員と学生の間で「提出要件」、「学位授与の方針」および「学位論文審査基準」を共有し、密接なコミュニケーションを取りながら実施する。
- 4) 講義科目と研究指導科目は単独のものではなく、有機的な関連をもって各学生の研究活動を支える。
- 5) 博士論文の提出については、指導教員が進捗状況だけでなく、法学研究科公法学専攻で定める「提出要件」を満たしていることを確認する。提出された博士論文の審査にあっては、主査1名と副査2名以上で構成される審査委員により、「学位論文審査基準」に則り厳格な審査がなされる。最終試験においては、「学位授与の方針」に基づき、学位授与に必要とされる専門的な学識、技能、研究能力、語学力を身につけていることを詳細に確認する。
- 6) 研究倫理教育は、研究科・専攻に拘らない一般的な内容についてはeラーニングなどの方法を用いて広く提供し、各専門分野特有の研究倫理については、研究者として自立して研究を遂行できるよう、研究指導を通じて補完する。
- 7) 教育内容や教育方法の検証を行い、その結果を改善へ積極的に活用し、学生へのフィードバックを行う。

3. 評価

法学研究科公法学専攻博士後期課程では、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

リシー), 入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)の3つのポリシーに基づき, 学生の入学時から修了後までの成長を視野に入れ, 機関レベル(大学院), 教育課程レベル(研究科・専攻)の2段階のレベルで学修成果の評価・測定を行う。

● 修了の要件

- 博士後期課程に3年以上在学し, かつ, 所定の科目(指導教員の講義)について12単位以上修得し, 必要な研究指導を受けたうえ, 博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 指導教員の講義と研究指導は, 毎年履修すること。

年 次	必修科目	選択科目	合 計
1年次	指導教員の講義 4 単位および研究指導	修得単位は任意	12単位以上
2年次	指導教員の講義 4 単位および研究指導		
3年次	指導教員の講義 4 単位および研究指導		

● 履修上の注意

指導教員が必要と認めた場合は, 選択科目として指導教員以外の講義を履修することができる。その場合は, その科目の担当教員の承諾を得ること。

● 学位論文について

〈中間発表・公聴会〉

論文事前審査の前に, 本研究科教員と在籍の大学院生の参加を要請し, 公開方式をもって中間発表会を行うこと。

〈学位論文提出要件〉

- 所定の時期に仮論題を提出し, 受理されていること。
- 研究科委員会の事前審査において論文の提出が認められていること。

〈事前審査〉

論文提出締め切りの3か月前に, 90%程度の完成度をもつもの(コピー5部)を提出し, それに対する主査の積極的な評価意見を添付したうえ, 研究科委員会で論文の提出を受理するかどうかを判断すること。

〈学位論文審査基準〉

- 公法学における基礎的研究・解釈研究・政策研究等に関する独創的かつ適切な課題が設定されていること。
- 先行研究等について網羅的な文献調査能力を有していること。
1. 2について個別的・総合的に理解する能力を有していること。
- 主張の論理性・一貫性に問題がないこと。
- 外国の法制度を正確に理解できる能力を有していること。

〈論文審査・学識確認〉

審査員は, 主査1名, 副査2名以上で構成され, 副査には必要に応じて他の専攻, 大学, 研究所などの専門家を含むことがある。上記の基準により, 論文審査を実施する。最終試験は, 審査員が, 提出された論文に基づき, 口答または筆答による学識確認を行い, 外国語試験は予め申請した1か国語(母語は不可)で実施する。審査結果は, 研究科委員会において報告される。

なお, 論文提出要領等については, 25ページ以降を参照すること。

● 開講科目

科目名称	学習方法	単位数	開講期間	担当者	DPとの関連性			備 考
					DP1	DP2	DP3	
憲法特殊研究Ⅰ	講義	4	通年	三宅 雄彦	◎	○		
憲法研究指導Ⅰ	研究指導	一	通年		◎	○	○	
行政法特殊研究Ⅰ	講義	4	通年	高田 実宗	◎	○		
行政法研究指導Ⅰ	研究指導	一	通年		◎	○	○	
刑法特殊研究	講義	4	通年	原口 伸夫	◎	○		
刑法研究指導	研究指導	一	通年		◎	○	○	
国際公法特殊研究	講義	4	通年	王 志安	◎	○		
国際公法研究指導	研究指導	一	通年		◎	○	○	
法史学特殊研究(西洋)	講義	4	通年	上田 理恵子	◎	○		
法史学研究指導(西洋)	研究指導	一	通年		◎	○	○	
法哲学特殊研究	講義	4	通年	高橋 洋城	◎	○		
法哲学研究指導	研究指導	一	通年		◎	○	○	
租税法特殊研究	講義	4	通年	平川 英子	◎	○		
租税法研究指導	研究指導	一	通年		◎	○	○	
社会保障法特殊研究	講義	4	通年	原田 啓一郎	◎	○		
社会保障法研究指導	研究指導	一	通年		◎	○	○	

◎：特に重視している ○：重視している